

令和7年2月25日

長浜市議会議長 高山 亨 様

提出者 健康福祉常任委員長 藤井 登

議案の提出について

令和6年長浜市議会定例会令和7年3月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

記

委員会提出議案第1号

長浜市認知症とともに生きる基本条例の制定について

(制定理由)

市が市民全体で認知症への理解を深め、世代や立場を超えて支え合う地域づくりを進め、令和 6 年 1 月 1 日には共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）も施行されているという状況の中、今後も市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症の有無にかかわらず市民一人ひとりが共に支え合い、また認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、本条例を制定するもの

委員会提出議案第1号

長浜市認知症とともに生きる基本条例の制定について

長浜市認知症とともに生きる基本条例を次のように制定する。

令和7年2月25日提出

健康福祉常任委員長 藤井 登

長浜市認知症とともに生きる基本条例

認知症は、今日の高齢社会においては誰もがなり得る身近なものです。また、認知症には65歳未満で発症する若年性認知症もあります。

長浜市では、認知症のある人とその家族等を支える施策を推進し、市民全体で認知症への理解を深め、世代や立場を超えて支え合う地域づくりを進めてきました。

令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性や能力を発揮し、互いに支え合う共生社会の実現に向けた取組が進められています。

認知症のある人やその家族等の尊厳が守られ、認知症の有無にかかわらず、市民一人ひとりが共に支え合う共生社会の実現のためには、まず市民全体が認知症に対する正しい理解を深めることが必要です。

今後も市、市民、事業者及び関係機関が連携し、認知症のある人を含む市民全体が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりの基本理念を確立し、市の責務や市民、事業者、関係機関の役割を明確にし、もって認知症のある人を含めた市民一人ひとりが支え合う共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知

機能が低下した状態をいう。

(2) 認知症の予防 認知症の発症を遅らせること、又は認知症を発症しても進行を緩やかにすることをいう。

(3) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(5) 関係機関 認知症のある人の支援に関わる医療、介護福祉、保健、教育、生活関連等の機関をいう。

(基本理念)

第3条 認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりの実現は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行うものとする。

(1) 全ての認知症のある人が、基本的人権を享有する個人として、その意思を尊重され、自分らしく尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる環境作りをすること。

(2) 市民が、認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めることができるようにすること。

(3) 認知症のある人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、支え合う共生社会の実現を目指すこと。

(4) 認知症のある人に対する支援のみならず、認知症のある人の家族、介護をする人その他認知症のある人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症のある人及び家族等が慣れ親しんだ地域において暮らし続けることができるまちの実現を目指すこと。

(5) 市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務や役割を理解し、相互に協力して連携すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、認知症のある人を含む市民全体が安心して生活できるまちづくりを実現するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策について、定期的に実施状況と効果を検証し、必要に応じて見直すものとする。

3 市は、第1項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員が認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を実施し、認知症のある人に対する適切なサポートを行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症のある人とその家族が働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に当たっては、あらかじめ協議の上、本人の意思及び事業者の事情に鑑みて適切な配慮がなされるよう努めるものとする。

3 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する施策又は取組に協力する

よう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は、認知症に関する専門知識を有する人材の育成及び確保に努めるとともに、その専門性を生かし、市民一人ひとりが認知症及びその予防並びに認知症のある人に関する正確な知識及び理解を深めるための取組を実施するよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する研究等に係る成果の情報共有その他の関係機関相互の連携に努めるとともに、市、市民及び事業者が実施する認知症に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

3 関係機関は、認知症のある人に対し、その状態に応じた適時かつ適切な医療、介護等が提供されるよう努めるとともに、認知症のある人及びその家族等に対し、適切な情報が提供されるよう努めるものとする。

（認知症の予防等）

第8条 市は、市民が科学的知見に基づく適切な認知症の予防に取り組むことができるよう、認知症の予防に係る知識の普及及び啓発、情報の収集、適切な助言、指導等並びに地域における活動への支援を行うものとする。

（認知症のある人とその家族への支援施策）

第9条 市は、認知症のある人及びその家族が孤立することのないよう、公共施設や地域交流の場の整備を促進し、及び関係機関の紹介その他の必要な情報の提供を行うものとする。

2 市は、関係機関との情報共有を強化し、緊密な連携の下に、認知症のある人の症状の進行に合わせた的確な支援を行う体制の整備を図るものとする。

3 市は、市民や事業者、関係機関等との協力体制を強化することにより、行方不明になった認知症のある人を速やかに発見し、及び保護する体制の整備を図るものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。